

態にあつた可能性は推測し得る。したがつて、そこから半世紀余、ついに寺領を確定する機会は巡つて来なかつたわけである。伽藍の整備を果たし、復興を遂げた山主堯秀としてもこればかりは心残りであつただろう。

実はこの度の朱印状発給の最大の功労者は地元の代官岡上甚右衛門景親であつたと言える。この時期、多摩地方の村々の村高を支配の別に書上げる郷帳の編纂がおこなわれていたが、その役務柄、高尾山の所有地が寺領として認可されていないことは承知していたことだろ。岡上は前号に取り上げた幕閣による議定書の要請に配慮したと考えた。根拠となるのは北条氏照の寺領寄進状にある

三千疋（錢貨の数）の土地で、石高七五石（米の量）に換算し薬王院寺領が確定した。堀秀は朱印状発給を目前に遷化したが、その手続きはしかと見届けることができたのではないか。

記事はさらに、この部分も薬王院にとっては重要な事柄と認識されていいたようだ。

今より以往、高尾刹主東都に朝す。それ朝廷即位を賀す。當に特に帝鑑班に押す。

以来、高尾山主は「朝廷即位」とは徳川家の当主が朝廷から征夷大將軍に任せられるという意味で、寺領の朱印高を根拠にそれを祝賀する御礼に登城することになつたということである。「當に特に」を強調される帝鑑の間ににおける拜礼は、大広間でおこなわれる大勢による禮ではなく、少数の寺院ごとに拜謁を許される独礼格であることを示している。すなわち将军との距離が近いか遠い

かという相違で、寺院の格式を示すことになる。薬王院としては、独札寺院たり得たことを将军からのお信として理解していたわけである。

後年の寛延三年（一七五〇）の高尾山縁起には二人の将軍の諱名が記されている。つまり、三代将軍家光による寺領朱印状の発

給と、五代綱吉の時の談林の再興を特筆しているのだが、江戸前期の薬王院は徳川將軍家に対しても、常に不安定な状態であった。それは、古い由緒を持つ周辺の寺社が軒並み伽藍が再整備された。享保期（一七二六～三六）に紀伊徳川家の関係が始まることについて、一七世紀後半の山史をしばら振り返つてみたい。

寛延縁起と徳川將軍

寺領安堵と代替御礼の始め

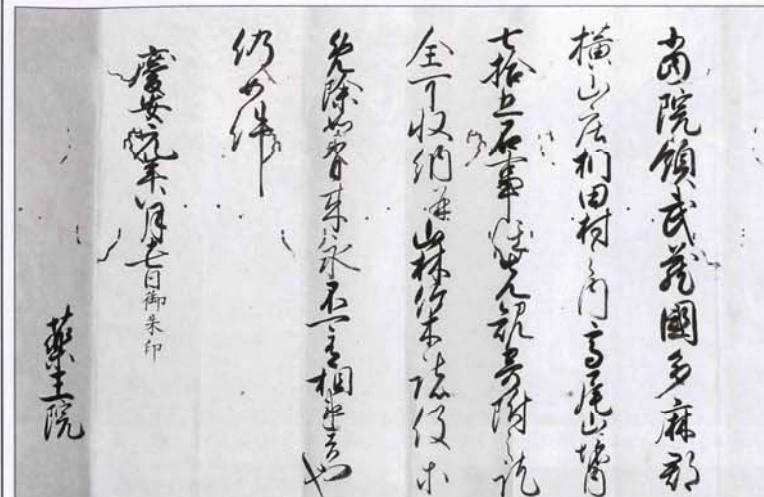
葵の祈禱所

明治大学博物館

外山 徹

紀伊徳川家と高尾山

⑤



徳川家光が発給した寺領安堵の朱印状写し

さて、後々紀伊徳川家の祈祷所となり、葵の紋幕を掲げることになる薬院だが、徳川家に対してもの認識のあり方にについて検討してみたい。徳川家とは、まずは將軍家のことになる。將軍は政治上の権力者として世の秩序を定める根本であり、また、その頂点として絶対的権威の象徴であった。寺社奉行を介して支配を受ける存在であり、また、寺院としての地位の保証を受ける存在でもあった。

寺社奉行をして支配を受ける存在でもあった。

その後の寛延三年（一七五〇）

の高尾山縁起には二人の将軍の諱名が記されてい

る。つまり、三代将軍家

光による寺領朱印状の発

後の寛延三年（一七五〇）の高尾山縁起には二人の将軍の諱名が記されている。つまり、三代将軍家

光が御三家当主に諸問

題されることはあつたが、

慶安事件以降は頼宣も

さしたる事跡を残していない。

新將軍家綱は若年

であり、老中主導の体制

下、安定期を迎えた幕

政において一門の長老の

出番でもなかつたようだ。

寛文七年（一六六七）、頼

宣は隠居し、藩主の座

を長男光貞に譲つた。光

貞はその時数え四歳と

当時としてはすでに晩年

にさしかかるかといふ

頃であったが、その治世

は藩財政立て直しが課題

であった。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡

上は、寺社奉行に対し薬

王院の寺領確定を上申し

た。根拠となるのは北条

氏照の寺領寄進状にある

ことである。

この文書は、まず度々の江戸大火

による藩邸の被災があつた。

光貞の在任中、寛文八年二月、天和二年（一六

四七）三月二十五日付で岡